

非営利法人の消費税の計算

[有限会社シンシステムデザイン](#)

課税売上げが 10,000,000 円を超えると消費税の納税が必要になります。納税すべき消費税の計算は“本則計算”が基本ですが、課税売上が 50,000,000 円未満の場合は税務署に所定の手続きを行うことにより“簡易計算”が選択できます。

そこで、らくらく会計では、“簡易計算”及び“本則計算”が出来るようにしていますので、有利な計算方法が選択できます。当然ながら具体的な運用に当たっては税理士さんにご相談ください。

簡易計算での運用

簡易計算をするための設定

- 初期設定メニュー ⇒ 会計期首 簡易計算を選択します。

初期設定1

ライセンスキー登録 閉じる(C)

会計期首
2007/04/01
例) 1999/04/01

印刷時の表示選択
 和暦表示
 西暦表示

消費税計算の選択
 本則計算
 簡易計算

ユーザーパスワード(4桁の数値)
[]

見るだけパスワード(5桁の数値)

- 初期設定メニュー ⇒ 勘定科目の設定 消費税の欄に、区分番号を設定します。

科目コード	科目名	FlgA	FlgB	FlgC	小科目	補助科目	FlgG	FlgH	消費税
51110	基本財産受取利息	0	2	1					0
51199	基本財産運用益計	3	2	1					
51200	特定資産運用益	9	2	1					
51210	退職資産受取利息	0	2	1					0
51220	事業推進積立資産受取利息	0	2	1					0
51299	特定資産運用益計	3	2	1					
51400	受取会費	9	2	1					
51410	文化館会員受取会費	0	2	1					3
51420	コンサート会員受取会費	0	2	1					3
51499	受取会費計	3	2	1					
51500	事業収益	9	2	1					
51510	福祉文化事業収益	0	2	1					4
51520	職業訓練事業収益	0	2	1					4
51530	入場券販売収益	0	2	1					4
51540	トレーニング参加費収益	0	2	1					4
51550	文化事業収益	0	2	1					4

勘定科目(B/S,P/L) | 資金収支の科目(C/F)

【小科目の設定】
① 集計科目のFlgAを「1」にする。
② 小科目に「1」をつける。

【補助科目の設定】
① 補助科目に「1」をつける。
② 補助科目の設定ボタンを押す。

【消費税区分】
空白 消費税対象外の科目
0 非課税科目
1 みなし仕入率90%
2 みなし仕入率80%
3 みなし仕入率70%
4 みなし仕入率60%
5 みなし仕入率50%

消費税の区分は次のような約束になります。ここで設定するのはおもな区分で実際の仕訳においてはこの区分は自由に変更が出来ます。

【消費税区分】	
空白	消費税対象外の科目
0	非課税科目
1	みなし仕入率90%
2	みなし仕入率80%
3	みなし仕入率70%
4	みなし仕入率60%
5	みなし仕入率50%

簡易計算は課税売上のみで計算しますので、消費税区分の設定は課税売上科目のみとなり、支出科目（仕入・経費）への設定は不要です。

仕訳の方法

- 仕訳を行うと、あらかじめ設定した消費税区分の番号が出ます。消費税区分を変更したい場合は、消費税区分の数値を変更してください。
金額は税込金額で仕訳を行ってください。

借方科目コード 補助科目コード	借方金額 消費税区分	貸方科目コード 補助科目コード	貸方金額 消費税区分
1 11020 現金	10,000	51510 福祉文化事業収益	10,000
			4 仕入率60%
2			

消費税計算の出力

- メインメニュー ⇒ 消費税計算のボタンを押すと次の画面になります。
この画面で、集計期間と、出力帳票の選択を行って、“実行”ボタンを押します。

The screenshot shows a software window titled 'syohizei2'. It contains date selection fields for '自' (From) and '至' (To). The '自' field is set to 2007年4月1日, and the '至' field is set to 2008年3月31日. There are two buttons: '実行' (Execute) with a green checkmark and '開じる' (Close) with a red 'X'. Below the date fields, there is a '選択' (Select) section with two radio button options: '消費税集計一覧表' (Selected) and '消費税取引明細書'.

- 科目別の集計例

消費税計算に係わる売上科目の集計一覧表は次のようになります。

消費税計算書

平成19年04月01日から 平成20年03月31日まで		法人名 社団法人 ○○○					
		会計単位 合計					
科目名	課税対象外	非課税	仕入率90%	仕入率80%	仕入率70%	仕入率60%	仕入率50%
51510 福祉文化事業収益						4,003,500	
51520 職業訓練事業収益						3,663,760	
51110 基本財産受取利息		57,683					
51410 文化館会員受取会費					730,000		
51550 文化事業収益						1,072,050	
51420 コンサート会員受取会費					674,800		
51530 入場券販売収益						3,068,050	
51540 トレーニング参加費収益						856,000	
合計(税込)			57,683		1,404,800	12,663,360	
合計(税抜)			54,936		1,337,905	12,060,343	
見込仕入額					401,371	4,824,137	
消費税					20,069	241,207	

- 消費税取引明細書

消費税に係わる取引明細書が出力できます。

消費税取引明細書

平成19年04月01日から 平成20年03月31日まで		法人名 社団法人 ○○○		
		会計単位 一般会計		
日付	科目名	摘要名	課税区分	税込金額
08/03/31	51110 基本財産受取利息	基本財産利息 ローマ銀行	非課税	40,109
08/03/31	51110 基本財産受取利息	基本財産利息 エジプト銀行	非課税	17,574
07/04/02	51510 福祉文化事業収益	ハンガル受講料	仕入率60%	36,000
07/04/02	51510 福祉文化事業収益	体操&ウォーキング受講料	仕入率60%	4,000
07/04/02	51510 福祉文化事業収益	ヒースアクセサリ-受講料	仕入率60%	2,000
07/04/02	51510 福祉文化事業収益	ヨガ受講料	仕入率60%	8,000
07/04/02	51510 福祉文化事業収益	ステトクラス受講料	仕入率60%	3,000
07/04/02	51510 福祉文化事業収益	ふるさと歴史探訪受講料	仕入率60%	500

本則計算での運用

本則計算をするための設定

- 初期設定メニュー ⇒ 会計期首 本則計算を選択します。

初期設定1

ライセンスキー登録

閉じる(O)

会計期首

2007/04/01

例) 1999/04/01

印刷時の表示選択

和暦表示

西暦表示

消費税計算の選択

本則計算

簡易計算

職印 1

職印 2

職印 3

職印 4

職印 5

ユーザーパスワード(4桁の教値)

見だけパスワード(5桁の教値)

- 初期設定メニュー ⇒ 勘定科目の設定 消費税の欄に、区分番号を設定します。
本則計算をするためには、取引を次のように区分する必要があります。
空白 = 消費税に関係ない科目
例えば、現金預金、人件費、借入金、預り金、未払金、公租公課
人件費に係わる補助金収入等
- 0 = 非課税科目
仕入の場合 非課税仕入
売上の場合 非課税売上 (例 授業料等)
- 1 = 課税売上科目および課税仕入科目 (経費支出を含む)
- 2 = 個別対応の科目 (学校法人で個別対応方式を選択した場合のみ)
- 3 = 使途特定の特定収入科目
- 4 = 使途不特定の特定収入科目
- 5 = その他の特定収入 (課税支出に係わらないので通常この設定は不要です)

【補足】

課税売上比率が95%未満の場合の「2」の区分について
一括比例配分方式のみで処理する場合、区分「2」は使いません。
個別対応方式に対応したい場合

次のように区分してください。

仕入（支出）の場合

区分「2」は課税仕入の個別対応科目になります。

特定収入の場合

区分「2」は、仕入控除税額に対する個別対応科目になります。

【注意】

仕訳をするときに区分の変更できますので、おもに属する区分を設定してください。

現金預金・未収金・未払金・預り金・借入金・給与等消費税に関係しない科目は消費税区分を空白にしてください。また、人件費や減価償却費・引当金繰入・積立金積立額・処分損なども、課税対象外ですので、空白にしてください。

(消費税区分の設定例)

勘定科目(B/S,P/L) 資金収支の科目(C/F)		FlgA	FlgB	FlgC	小科目	補助科目	FlgG	FlgH	消費税
▶ 51100	基本財産運用益	9	2	1					
51110	基本財産受取利息	0	2	1					0
51199	基本財産運用益計	3	2	1					
51200	特定資産運用益	9	2	1					
51210	退職資産受取利息	0	2	1					0
51220	事業推進積立資産受取利息	0	2	1					0
51299	特定資産運用益計	3	2	1					
51400	受取会費	9	2	1					
51410	文化館会員受取会費	0	2	1					1
51420	コンサート会員受取会費	0	2	1					1
51499	受取会費計	3	2	1					
51500	事業収益	9	2	1					
51510	福祉文化事業収益	0	2	1					1
51520	職業訓練事業収益	0	2	1					1
51530	入場券販売収益	0	2	1					1
51540	トレーニング参加費収益	0	2	1					1
51550	文化事業収益	0	2	1					1
51599	事業収益計	3	2	1					
51600	受取補助金等	9	2	1					
51610	カルタゴ市補助金	0	2	1					4
51620	訓練センター管理運営受託金	0	2	1					3
51630	文化館指定管理金	0	2	1					3
51640	受託訓練受託金	0	2	1					3
51650	受託訓練受託金（就職支援金）	0	2	1					3

【小科目の設定】
 ① 集計科目のFlgAを「1」にする。
 ② 小科目に「1」をつける。

【補助科目の設定】
 ① 補助科目に「1」をつける。
 ② 補助科目の設定ボタンを押す。

【消費税区分】
 空白 消費税対象外の科目
 0 非課税科目
 1 課税科目
 2 課税個別対応科目
 3 使途特定の特定収入
 4 使途不特定の特定収入
注意
 3, 4は課税仕入に係る特定収入
 課税仕入に係らないものは空白

本則計算の消費税の区分は次のような約束になります。ここで設定するのはおもな区分で実際の仕訳においてはこの区分は自由に変更が出来ます。

【消費税区分】	
空白	消費税対象外の科目
0	非課税科目
1	課税科目
2	課税個別対応科目
3	使途特定の特定収入
4	使途不特定の特定収入
注意	
3, 4は課税仕入に係る特定収入	
課税仕入に係らないものは空白	

課税支出に係わらないその他の特定収入（5）の設定は通常は不要ですが、区分したい場合は該当科目に“5”を設定してください。

仕訳の方法

- 通常に仕訳を行うと、あらかじめ設定した消費税区分の番号が出ます。消費税区分を変更したい場合は、消費税区分の数値を変更してください。
金額は税込金額で仕訳を行ってください。
人件費の補助金など課税に係わらない場合は、消費税区分は5にしてください。

借方科目コード		借方金額	貸方科目コード		貸方金額
補助科目コード		消費税区分	補助科目コード		消費税区分
1	11020 現金	200,000	51610	カルタゴ市補助金	200,000
					4 使途不特定

消費税計算の出力

- メインメニュー ⇒ 消費税計算のボタンを押すと次の画面になります。
この画面で、集計期間設定して、“実行” ボタンを押します。

- 次のような画面になり、納付する消費税が計算されます。また、この計算の根拠となる集計資料は各タグに表示されます。

計算基礎データ

収入・売上

① 非課税売上	57,683	税抜(1b)	
(1) 課税売上	12,667,260		12,064,058

課税仕入れに係わる特定収入

② 課税個別対応	0
③ 使途特定収入	9,933,800
(4) 使途不特定収入	2,000,000

支出・仕入

(5) 課税仕入	11,469,041
(6) 課税個別対応	0

課税売上割合(×)

$$99.52414 = \frac{12,064,058}{12,121,741} \times 100$$

特定収入割合(%)

$$49.60936 = \frac{11,933,800}{24,055,541} \times 100$$

調整割合(%)

$$14.16256 = \frac{2,000,000}{14,121,741} \times 100$$

課税売上上95%未満の場合の選択

一括比例配分方式[A]

個別対応方式[B]

(2a)と(2b)が有効な場合のみ個別対応方式[B]が有効

課税標準額(1000未満切捨て)

12,064,000

① 課税売上に係る税額 課税標準額*4/100

482,560

課税標準額*4/100

436,915

② 通常の控除仕入税額(一括比例)

$$(5+6) / 1.06 \times 0.04 \times [X]$$

378,430

③ 使途特定の特定収入に係る仕入税額(一括比例)

$$(3+2) / 1.06 \times 0.04 \times [X]$$

8,282

④ 使途不特定の特定収入に係る仕入税額(調整割合)

$$(2-③) \times [Z]$$

50,203

⑤ 控除仕入税額 ②-③-④

50,203

⑥ 消費税額①-⑤ 100未満切捨て

432,300

⑦ 地方消費税 ⑥*25%

108,000

⑧ 消費税合計額 ⑥+⑦

540,300

- 収入科目の集計

収入科目の集計		支出科目の集計	消費税計算	仕訳明細一覧1	仕訳明細一覧2			
code	科目名	決済金額	0.非課税	1.課税	2.課税個別対応	3.特定(使途特定)	4.特定(不特定)	
▶5111C	基本財産受取利息	57,683	57,683					
5151C	福祉文化事業収益	4,003,500		4,003,500				
5152C	職業訓練事業収益	3,663,760		3,663,760				
5153C	入場券販売収益	5,000,000		5,000,000				
5161C	カルタゴ市補助金	2,000,000						2,000,000
5162C	訓練センター管理運営受託金	9,933,800				9,933,800		

- 仕入・経費科目の集計

収入科目の集計		支出科目の集計	消費税計算	仕訳明細一覧1	仕訳明細一覧2			
code	科目名	決済金額	0.非課税	1.課税	2.課税個別対応			
▶12330	車輻運搬具	798,780			798,780			
12340	什器備品	292,992			292,992			
55051	受/会議費	12,880			12,880			
55052	受/報酬費	372,000			372,000			
55060	受/旅費交通費	122,890			122,890			
55070	受/通信運搬費	314,242			314,242			
55100	受/消耗品費	310,967			310,967			
55110	受/修繕費	262,164			262,164			
55120	受/印刷製本費	13,335			13,335			
55130	受/燃料費	82,625			82,625			
55150	受/賃借料	65,920			65,920			

- 消費税取引の明細書

収入科目の集計		支出科目の集計	消費税計算	仕訳明細一覧1	仕訳明細一覧2					
伝票番号	日付	code	科目名	決済金額	0.非課税	1.課税	2.課税個別対応	3.特定収入(使途特)	4.特定収入(不特定)	摘要
10003-01	07/04/02	51510	福祉文化事業収益	2,000		2,000				ヒースアセラー受
10004-01	07/04/02	51520	職業訓練事業収益	11,000		11,000				OA講座受講料
10005-01	07/04/02	51520	職業訓練事業収益	1,000		1,000				OA講座テキスト代
10006-01	07/04/02	51510	福祉文化事業収益	8,000		8,000				ヨガ受講料 清水
10007-01	07/04/02	51510	福祉文化事業収益	3,000		3,000				ステントクラス受講料
10008-01	07/04/02	51510	福祉文化事業収益	500		500				ふるさと歴史探訪
10009-01	07/04/03	51510	福祉文化事業収益	40,000		40,000				ヨガ受講料 宮本
10010-01	07/04/03	51510	福祉文化事業収益	1,000		1,000				ステントクラス受講料
10011-01	07/04/03	51510	福祉文化事業収益	500		500				ふるさと歴史探訪
10012-01	07/04/03	51520	職業訓練事業収益	2,000		2,000				OA講座テキスト代
10013-01	07/04/03	51520	職業訓練事業収益	24,000		24,000				OA講座受講料
10014-01	07/04/04	51520	職業訓練事業収益	2,000		2,000				OA講座テキスト代
10015-01	07/04/04	51520	職業訓練事業収益	22,000		22,000				OA講座受講料
10016-01	07/04/04	51510	福祉文化事業収益	1,000		1,000				陶芸受講料 花岡

会計処理の途中から消費税計算を行いたい場合

1. 初期設定メニュー ⇒ 会計期首 の画面で、簡易計算または本則計算の何れかを選択します。
2. 勘定科目の設定画面で消費税区分を設定します。
3. 伝票入力 ⇒ 補助作業 の画面に入り次の処理を実行します。
この処理を実行すると、今まで入力している仕訳に消費税区分が自動的に付きます。

簡易計算の場合	本則計算の場合
<p>8 消費税区分の一括設定</p> <p>自動設定する科目にチェック</p> <p><input type="checkbox"/> 一括設定の実行</p> <p>選択</p> <p><input checked="" type="radio"/> 設定</p> <p><input type="radio"/> 解除</p> <p><input checked="" type="checkbox"/> 非課税</p> <p><input checked="" type="checkbox"/> 仕入率90%</p> <p><input checked="" type="checkbox"/> 仕入率80%</p> <p><input checked="" type="checkbox"/> 仕入率70%</p> <p><input checked="" type="checkbox"/> 仕入率60%</p> <p><input checked="" type="checkbox"/> 仕入率50%</p>	<p>8 消費税区分の一括設定</p> <p>自動設定する科目にチェック</p> <p><input type="checkbox"/> 一括設定の実行</p> <p>選択</p> <p><input checked="" type="radio"/> 設定</p> <p><input type="radio"/> 解除</p> <p><input checked="" type="checkbox"/> 非課税</p> <p><input checked="" type="checkbox"/> 課税</p> <p><input checked="" type="checkbox"/> 個別対応</p> <p><input checked="" type="checkbox"/> 使途特定</p> <p><input checked="" type="checkbox"/> 使途不特定</p> <p><input checked="" type="checkbox"/> その他</p>

4. 上記の処理を行った後で、必要に応じて個別に消費税区分を修正してください。

非営利法人の消費税の考え方

(簡易計算)

税法では、納税すべき消費税計算の負担を軽減させるために、簡易計算が用意されています。この方法では、あらかじめ用意された取引内容により見込仕入率が定められていますので、課税売上のみ注目して計算すれば納税額が求められるようになっています。

- 簡易計算の具体例

商品を仕入れて販売する場合の**見込仕入率は80%**となっています。

そこで、税込10,500円で商品を販売したとすると、

税抜き販売価格は10,000円となりますので、この時の納付すべき消費税は次のようになります。

$$\begin{aligned} \text{納付消費税} &= \text{仮受消費税} (10,000 * 0.05) - \text{見込仮払消費税} (10,000 * 0.8 * 0.05) \\ &= 100 \text{円} \end{aligned}$$

- 簡単な理由

このように仮払消費税は見込計算を行いますので、仮払いに係わる消費税計算は一切不要となり、課税売上のみ注目して会計処理を行うことができます。

- 簡易計算の長所と短所

一番大きな長所は、計算が簡単であることです。ただし、個々の取引ごとに見込仕入率が変わりますので、この点は注意して計算しないと正確な計算が出来ません。

短所としては見込仕入率よりも実際の仕入率が高い場合は、納付消費税の負担が増えます。また、固定資産など高額な試算取得をした場合、仮払消費税として計上できない点なども不利な点です。

- らくらく会計では

仕訳入力の段階で5段階の見込仕入率を設定することにより正しい消費税が計算できます。また、

会計監査にも対応できるように、計算結果だけでなく消費税に係わる取引の明細書の印刷も出来るようにしています。

(本則計算)

本則計算は、仮受けた消費税から仮払いした消費税を差し引いた金額が納付すべき消費税になります。従って、消費税に係わるすべての取引の消費税を計算する必要がありますので会計事務の負担は必然的に大きくなります。さらに、非営利法人での仮払消費税は課税売上に係るものだけに精査しないと正しい計算が出来ません。この点が課税売上比率 95%以上の営利事業会計と大きく異なる点です。

- 非営利法人の消費税の考え方

もし、売上と仕入に係る消費税だけで非営利法人の「納付すべき消費税」を計算すると、課税売上の比率が一般には低いため、次のように消費税の納税額はマイナスになり、還付を受けるという状態になります。

売上に係る消費税 (A)

仕入に係る消費税 (B)

このようになる原因は、補助金収入のような資産譲渡等以外の収入や、資産譲渡やサービスの提供等であっても授業料のように政策的に非課税（税率0%）になっている収入の割合が高いためです。このような課税売上に関係しない部分をBの部分から控除しないと、適正な納税額は確定できません。

- 非営利法人の本則計算はたいへん面倒です。

この除外は以外に面倒です。例えば、鉛筆を一本買ったとします。この鉛筆が100%売上に寄与するものであれば、納付すべき消費税から100%控除できます。しかし、この鉛筆は、公益のためにも使われていますので、この部分は除外する必要がありますが、仕入（支出）部分で直接区別することは、事実上不可能です。

- どのように推測して (B) 部分から除外するか

税法では、仕入の原資である収入から推測して、(B) から除外する金額を求める方法が定められています。そのためには、収入を分類する必要があります。

資産譲渡等（商品の販売やサービスの提供）による収入以外を特定収入といいます。この特定収入の中には、人件費の補助金等明らかに課税仕入に該当しない収入（その他の特定収入）があります。この部分は (B) にも最初から含まれていませんので、除外して考えます。

- 用途特定の特定収入について

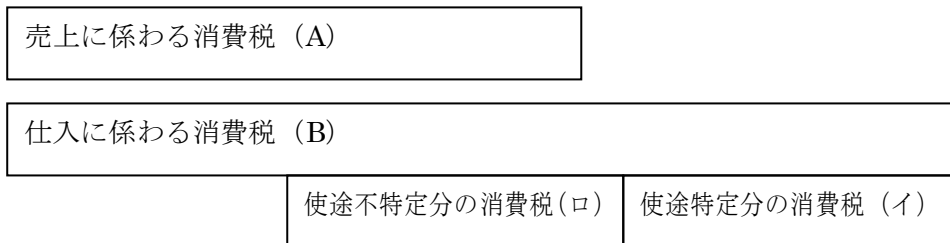
次に「その他の特定収入」を除いた特定収入には、すべて仕入に係る消費税が発生しますが、公益目的で使用するように用途が特定されている特定収入があります。この収入を「用途特定の特定収入」といい、この金額は売上には寄与しない仕入（支出）ですので、まずこの部分に係る消費税(イ)を (B) から除外します。



- 使途不特定の特定収入
次に、残りの特定収入は使途が特定されていない特定収入として分類されます。これは次のように考えて按分するようになっていきます。例えば、課税売上が100で使途が指定されていない収入が200であったとすると、購入した一本の鉛筆は1：2の割合で活用すると考えて2/3の部分は課税等の売上には貢献しませんので除外する必要があります。

- 以上を合わせて考えると、次のような図式になります。

$$\text{納付すべき消費税} = A - (B - \text{イ} - \text{ロ})$$



- さらに、特定収入ではないけど非課税売上のウェイトが大きい学校法人等では、さらに非課税割合の調整が必要になります。
この場合の調整方法は、「一括比例方式」と「個別対応方式」があります。一般的には「個別対応方式」の方が有利ですが、その分複雑になります。らくらく会計ではどちらでも計算が出来るようにしていますので、シュミレーションをしてみてください。
詳しくは下記の書籍を参考にしてください。

【補足】

- 消費税計算の「仕入」は広い意味使われています。
- 関連法令（消費税法60④、令75①、②、③、④）があります。
- 非営利法人の消費税についての参考図書
「非営利法人の消費税」 齋藤力夫 編著 中央経済社
「公共・公益法人のための消費税の実務」 齋藤文雄 著 大蔵財務協会